

プライムプラン カーライフ

令和5年4月3日 現在

商品名	・プライムプラン カーライフ < 旧商品名[リポートプラン (カーライフ)] >
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上の方。 ・安定継続した勤務（営業）をされ、かつ安定した収入のある方。 ・新卒者の方は、就職が内定しており内定証明が提出できる方。<就職内定者の特例> ・お申込時点または貸付実行日時点において、当金庫にてすべての基金保証付個人ローン、および利用状況が次のいずれかに該当する方。 <ol style="list-style-type: none"> ① 返済実績が6ヶ月以上かつ返済中であり、借換直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上 of 履行遅滞が1度もない方。 ② 完済して3年以内の方 ③ 基金保証付カードローン、または基金保証付カードローン《セットプラン》の既契約者ならびに新規契約者の方 ④ お申込をしんきん個人ローンインターネット申込受付システムで行われた方 ⑤ 電気自動車(新車・中古車)を購入する方 【対象となる自動車】電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 ・一般社団法人 しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方、または、当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。
お使いみち	<p>車に関する費用（自家用自動車、オートバイ、自転車含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車・中古車の購入、オプション用品の購入、車検・修理の費用、自動車保険費用、免許取得費用、車庫設置費用等 (ただし、営業車や個人から購入する車両は除きます。) ・当金庫にてご利用いただいているカーライフプランを含む保証付自動車関連ローンの借替資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料（ただし、上記資金と合わせた申込みに限ります。)
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上1,000万円以内（1万円単位） 原則、購入先への資金のお振込みを条件とします。
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以上10年以内（6か月以内の元金据置ができます。)
ご融資利率 (1)固定金利 (2)変動金利	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫が定める所定の利率を適用いたします。 ・当金庫が定める所定の利率を適用いたします。 <p>ご融資利率については、4月1日および10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は7月返済分から、10月1日基準の融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。</p> <p>※ご融資利率については、店頭へお問合せください。</p>
金利優遇	<p>※金利優遇内容については、店頭へお問合せください。</p>
ご返済方法 (1)固定金利 (2)変動金利	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50%までとします。 ・返済期日まで返済額は一定です。 ・元利均等返済の場合は金利見直しの都度返済額を変更することとし、新返済額は新

	<p>借入利率、残存期間等にもとづいて算出するものとします。ただし、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。次回返済額変更基準日における見直しを行うまでは、その間借入利率の変更があっても返済額は変更しません。当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます</p> <p>※具体的な返済額は店頭でお申し出いただければ試算いたします。</p>
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。
手数料・保証料等	<ul style="list-style-type: none"> ・申込手数料は、不要です。 ・繰上償還・条件変更時には、別途手数料が必要となります。 <p>・保証料は次のとおりです。 毎月払型 所定の保証料はご融資利率に含みます。 〔保証料率：年0.54%〕 詳細については、店頭へお問合せください。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-35-1000）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会（077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。